

## 収集運搬事業計画の概要

## 1. 事業の全体計画（変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること）

道内の建設工事等で排出される産業廃棄物を、排出者と処分委託契約を結んだ上、適正に処理できる処理施設まで運搬する。

その後、廃棄物の飛散、流出、悪臭を防止する為、法の収集運搬基準を遵守し、マニフェストを使用する。

マニフェストは5年間保管する。

## 2. 取り扱う産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類及び運搬量等

	(特別管理)産業廃棄物の種類	運搬量 (t/月又は m <sup>3</sup> /月)	性状	予定排出事業場の 名称及び所在地	積替え又は保管を行う 場合には積替え又は保 管を行う場所の所在地	予定運搬先の名称及 び所在地（処分場の 名称及び所在地）
1	がれき類（石綿含有廃棄物を含む）	10 t / 月	固形状	木古内町及びその他周辺市町村の住宅等解体現場より		(株)手塚産業リサイクルプラント 上磯郡木古内町字瓜谷1 16番地2
2	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を含む）	5 t / 月	同上	同上		同上
3	金属くず	2 t / 月	同上	同上		同上
4	廃プラスチック（石綿含有産業廃棄物を含む）	1m <sup>3</sup> /月	同上	同上		(株)サンアール 函館市滝沢町98番地
5	紙くず	1 t / 月	同上	同上		同上
6	木くず	1 t / 月	同上	同上		同上
7	繊維くず	1 t / 月	同上	同上		同上
8	ゴムくず	1 t / 月	同上	同上		同上
9	汚泥	5m <sup>3</sup> /月	同上	木古内町及びその他周辺市町村の工事現場より		函館環境開発(株) 函館市金堀町5-23
10						

備考 取り扱う（特別管理）産業廃棄物の種類ごとに記載すること。

## (第2面)

3. 運搬施設の概要					
(1) 運搬車両一覧					
	車体の形状	自動車登録番号 又は車両番号	最大積載量 (kg)	所有者又は使用者	備 考
1	ダンプ	函館100さ6788	3,850	(株)手塚産業	
2	キャブオーバ	函館100あ1822	1,850	(株)手塚産業	
3	ダンプ	函館130あ1712	8,200	(株)手塚産業	
4	ダンプ	函館130あ1863	8,100	(株)手塚産業	
5	キャブオーバ	函館100か3222	10,300	(株)手塚産業	
6	ダンプ	函館100か3271	8,400	(株)手塚産業	
7	ダンプ	函館100か3379	8,600	(株)手塚産業	
8	ダンプ	函館100か3378	8,600	(株)手塚産業	
9					
10					
事務所の所在地		北海道上磯郡木古内町字瓜谷122番地			
駐車場の所在地		北海道上磯郡木古内町字瓜谷121番地7			
(2) その他の運搬施設の概要					
運搬容器等の名称	用 途	容 量	備 考		
ドラムカン	1, 2の運搬	200リットル			
フレコンパック	3, 4, 5, 6, 7, 8, 9の運搬	1m <sup>3</sup>			

(3) 積替施設又は保管施設の概要

積替え、保管は行わない

※ 構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取り図を添付すること。

(第4面)

4. 収集運搬業務の具体的な計画（車両毎の用途、収集運搬業務を行う時間、休業日及び従業員数を含む。）

・計画概要

木古内町及び周辺近隣市町村より、建築物の解体等に伴い発生する、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を含む）、金属くず、廃プラスチック（石綿含有産業廃棄物を含む）、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、汚泥を収集運搬する。

・業務時間

月曜日～土曜日 午前8時～午後5時（8時間）とする。（昼休み1時間を除く）

・休日・祝日・年末年始とする。

従業員数の内訳

令和3年 7月 12日現在

申請者又は 申請者の登 記上の役員	政令第6条の10で 準用する第4条の7 に規定する使用人	相談役、顧問等 申請者の登記外 の役員	事務員	運転手	作業員	その他	合計
3人	0人	0人	3人	8人	14人	7人	35人

5. 環境保全措置の概要 (運搬に際し講ずる措置、積替施設又は保管施設において講ずる措置を含む。)

(1) 運搬に際し講ずる措置

「廃プラスチック類」は、飛散させないようにフレコンパックに収納し、トラロープ・ゴムバンドで荷台に固定して運搬する。

「紙くず」は、飛散させないようにフレコンパックに収納し、トラロープ・ゴムバンドで荷台に固定して運搬する。

「木くず」はダンプトラックで運搬する場合は、荷姿のまま積み込むが、飛散の可能性がある場合はシートをかけ、アオリを立てて運搬する。

「繊維くず」は、飛散させないようにフレコンパックに収納し、シートで養生もしくはトラロープ・ゴムバンドで荷台に固定して運搬する。

「石綿含有産業廃棄物」の運搬は次のとおりとする。

- ・変形又は破断しないよう、原形のまま整然と積み込み、又は荷降ろしを行う。
- ・他の廃棄物と混ざらないよう運搬車両に中仕切りを設ける等の措置を講ずる。
- ・飛散防止の措置として、シートを掛け、袋詰め等の措置を講ずる。

運搬車両の走行に当たっては、道路交通法等関係法令を遵守するとともに、特に悪路又は住宅地の走行に関しては、走行時刻に配慮したり、速度を緩めたりすることで、粉じん、騒音、振動等の発生防止に努める。

(2)

積み替え又は保管はしないので該当無し。

(3)

法令順守・企業倫理に係る社員研修を行い、社員の資質の向上に努める。